

弘前市指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書一覧

1) 申請書・届出書の提出書類一覧

申請・届出の種類	手数料	提出先	様式
指定給水装置工事事業者指定・更新申請書	10,000	給排水係	様式第1号
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	—		様式第4号
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	—		様式第5号
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	—		様式第6号

2) 添付書類

申請・届出の種類		定款の写し ※1	登記簿謄本 ※2	住民票の写し ※2	誓約書	主任技術者 選任・解任届 ※3	器具調書 ※4	事業所の 位置図 ※5	
様式		/			様式第2号	様式第6号	様式第1号別表	/	
指定給水装置工事事業者 指定・更新申請書	法人	○	○	—	○	○	○	○	
	個人	—	—	○	○	○	○	○	
※6 指定給水装置 変更工事 届出書 事業者	氏名又は名称	法人	○	○	—	—	—	—	
		個人	—	—	○	—	—	—	
	住所	法人	○	○	—	—	—	○	
		個人	—	—	○	—	—	○	
	代表者	法人	—	○	—	○	—	—	
	役員氏名	法人	—	○	—	○	—	—	
	事業所の名称又は所在地	/	—	—	—	—	—	○	
主任技術者の 氏名又は免状の 交付番号の変更	/	変更後の給水装置主任技術者免状又は技術者証の写しを添付すること							
廃止・給 水 止 置 再 開 事 業 者 届 出 書	廃止届	/	添付書類不要（事業廃止の日から30日以内に届出書を提出すること） ※「指定給水装置工事事業者指定証」を返納すること						
	休止届	/	添付書類不要（事業休止の日から30日以内に届出書を提出すること） ※「指定給水装置工事事業者指定証」を停止の期間返納すること						
	再開届 ※7	法人	○※8	○※8	—	○※8	○※8	—	○※8
個人		—	—	○※8	○※8	○※8	—	○※8	
新たに給水装置責任技術 者の選任・解任があったとき	選任	—	—	—	—	○※3	—	—	
	解任	—	—	—	—	○	—	—	

※1 定款は直近のものとし、末尾に原本と相違ないことを証明する文言、日付、会社住所、会社名及び代表者名を記入し、押印すること。

※2 登記簿謄本、住民票の写し等は、発効日から3か月以内のものとする。

※3 給水装置主任技術者を新たに選任する場合、主任技術者免状又は技術者証の写しを添付すること。

※4 器具調書には、写真を添付すること。

※5 管工事業を行う事業所が「支店又は営業所」等の場合、「支店・営業所名及び住所」が確認できるものを添付すること。

※6 変更の日から30日以内に上下水道事業管理者に届出ること。

※7 再開の日から10日以内に、再開届出書を上下水道事業管理者に届出ること。

※8 休止届出書提出時と変更がある場合に提出すること。